

社会福祉法人三ツ葉会 行動計画

(女性活躍推進法)

職員が活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性管理職を1名以上登用する。

〈取組内容と実施時期〉

令和 3年 4月～ 管理職手前の職員を対象に、管理職育成を目的とした研修を実施する。

令和 3年 4月～ 女性にとって不利な昇進基準となっていないか評価基準の見直しを行う。

目標2：管理職育成を目的とした研修会を3回以上実施する。

〈取組内容と実施時期〉

令和 3年 4月～ 全職員を対象に研修を行い、キャリア意識を熟成する。

目標3：全職員の平均時間外労働数を10%削減する。

〈取組内容と実施時期〉

令和 3年 4月～ 全職員の時間外労働数を把握し、時間外労働の多い職員に対し、周知、啓発を行う。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

係長級にある者に占める女性職員の割合・・・56.2%(令和3年3月現在)